

2019年度夏季手当

5/14

について申し入れる!

3.0ヶ月+5万円

< 回答は6月28日(金)まで >

- 「成績率」の適用については、「増減率」10/100を限度とすること。
- 満55歳以上の社員については、人材育成や技術継承という業務遂行に応えるべく、満55歳に達する日の属する月の末日における基準内賃金を適用して、かつ5万円を加算して支払うこと。
- 「期間率」の適用において、私傷病での「病欠」を除外、ないし緩和措置を図ること。
- グリーンスタッフ社員については、社員に準じて5万円を加算して支払うこと。
- エルダー社員についても5万円を加算して支払うこと。

単体・連結とも「増収増益」! 今こそ

社員・グループ会社社員・家族からの

切実な要求に応えよ!